

(平成27年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

近畿（和歌山）厚生年金 事案 15332

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 4 月 1 日から 24 年 10 月 3 日まで

私は、申立期間より前からA社に勤務し、知らない間に途中から役員にされたが、申立期間についても、従業員と同様に、B職として勤務し、現場における作業も行っていた上、事業主である兄は、従業員には頼みにくい夜間や休日の作業については、私を行かせていたことから、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 23 年 4 月 1 日から 24 年 10 月 3 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。なお、申立人は、当該期間に係る保険料徴収権が時効により消滅する前に、厚生年金保険法第 31 条第 1 項の規定に基づく確認の請求を行っている。

申立期間については、本件申立日（当該確認請求に係る日）において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

厚生年金保険被保険者の適用の取扱いについては、昭和 55 年 6 月 6 日厚生省保険局保険課長等通知において、「1 日又は 1 週の所定労働時間及び 1 月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所

定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきものであること。」とされている。

今回、申立人の申立期間に係る労働時間及び労働日数を確認できる資料として、申立人から申立期間に自身が携わった作業の内容（作業先、作業日、作業従事者、作業人数、作業時間等）が記載された275枚のサービス報告書（以下「報告書」という。）並びにC年金事務所からA社を調査した際に入手した申立人に係る出勤簿、タイムカード及び222枚の報告書が提出されている。

しかしながら、当該提出資料のうち、出勤簿及びタイムカードについては、申立期間のうち、平成23年4月1日から24年3月31日までの期間は作成されていない上、作成されている同年4月1日から同年10月3日までの期間についても、労働日数は確認できるものの、タイムカードに退社時刻が打刻されていないことから、労働時間を確認することができない。

また、申立人及びC年金事務所から提出された497枚の報告書のうち、重複しているもの及び作業時間欄が無いものを除く483枚について見ると、そのうち259枚には作業時間が記載されているが、224枚には作業時間が記載されていない上、事業主に、作業時間が記載されていない理由について照会したところ、そのうち214枚について作業内容から推測した作業時間の回答があったが、これをもって、所定労働時間及び所定労働日数が同職種の従業員のおおむね4分の3以上であるか否かを判断することはできない。

さらに、前述の259枚の報告書についても、申立人と事業主の主張はことごとく相反している上、報告書の作業時間の記載方法について、申立人が聴取を希望するA社の元事業主（父）及び元役員（母）は、「報告書の詳細については不明である。」旨回答しており、従業員（報告書に記載のある4人を含む。）からは回答が得られない。

なお、記載された作業時間について集計したところ、同職種の従業員のおおむね4分の3以上であったと見込まれる月は、平成24年1月の1か月のみとなり、当該集計結果について、日本年金機構本部は、「常用的使用関係を判断するに当たっては、月ごとに該当の可否を判断するものではなく、労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案し、厚生年金保険法第9条に規定する「適用事業所に使用される者」に該当するための常用的使用関係があるかどうかによって判断している。したがって、今回の件については、サービス報告書により4分の3以上と集計されたことのみをもって、その月だけを常用的使用関係ありとして適用要件を認めることはできない。」旨回答している。

また、A社は、D業務事業者であることから、E県に業務許可申請を行っている可能性があり、当該申請には常勤の技術者の登録が必要となるところ、同県から提出された同社に係るF業許可申請書（更新）によると、申立人は、申立期間において、常勤の技術者として登録されていることが確認できるが、同

県は、「常勤であるかどうかの確認に当たり、勤務時間を考慮することはない。更新申請においては常勤の確認は行わない。」旨回答しており、当該申請書により、申立人の労働時間を確認することができない。

このほか、労働時間を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として記録を認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15333

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から同年 12 月頃まで
② 昭和 34 年 12 月頃から 37 年 1 月までの期間のうち約 1 年間

申立期間①については、高校を卒業した直後の昭和 34 年 4 月から、A社に正社員のB職として勤務し、直属の上司が退職した同年 12 月頃に退職したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②については、昭和 34 年 12 月頃から 37 年 1 月までのうち約 1 年間、高校時代の同級生とともに、C社に正社員のD業務員として勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の担当者及び複数の同僚の陳述により、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「当時の関連資料は残っていないため、申立人の厚生年金保険料控除の状況については不明である。」と回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の当時の経理事務担当者は、「明確な記憶ではないが、当時、従業員に厚生年金保険への加入の希望を確認していたと思う。」旨陳述している上、申立人と同職種のB職であった同僚は、「入社時に、会社から社会保険に加入するかどうかの確認があった。」旨陳述していることから、同社では、申立期間①当時、従業員の希望により厚生年金保険に加入させていた

可能性がある。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、当時の健康保険整理番号に欠番も無い上、訂正等の不自然な点も見られない。

- 2 申立期間②について、C社の元事業主及び同僚の陳述並びに同僚から提出された写真により、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、前述の元事業主は、「当時の資料を保存していない。」と回答しており、当時の事業主及び経理事務担当者も既に死亡していることから、申立人の同社に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が、高校時代の同級生であり、C社における入社日及び退社日が同日であったと記憶する同僚について、同社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、C社において、申立人と同様にD職であったと陳述する5人について、自身が記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日を比較すると、業務経験のある1人については、一致しているものの、業務経験が無い残りの4人については、資格取得日は入社日の約1年後であることから、同社は、当時、D業務の業務経験が無いD業務員については、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであった可能性がある。

加えて、C社に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い上、訂正等の不自然な点も見られない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。